



7月1日から受付を開始します 難聴高齢者補聴器購入費用助成

市内に住む高齢者で、加齢によって耳の聞こえが悪くなった人に対して補聴器を購入する費用の一部を助成します。



対象／次の①～⑤全てに該当する人

- ① 富士市に住み票があり、市内に住む65歳以上の人
- ② 聴力レベルが40～70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師から「加齢性難聴」で「補聴器が必要」と診断された人
- ③ 介護保険料の滞納がない人
- ④ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付がない人
- ⑤ 事業アンケートや助成後に介護予防事業

等への参加に協力できる人

※医師から「補聴器が不要」と診断された場合は、助成を受けられません。

助成額／補聴器を購入する費用のうち、補聴器本体の半分の額（上限3万円）

★必ず、補聴器を購入する前に申請してください

【申請の流れを説明します！】

- ① 申請書・医師の意見書・アンケート用紙を入手する
※高齢者支援課の窓口、市のウェブサイト、市内の耳鼻咽喉科で入手できます。
- ② 耳鼻咽喉科を受診する
※受診や意見書の作成にかかる費用は自己負担です。
※検査結果用紙を必ずもらってください。
※意見書の有効期限は3か月です。
- ③ 補聴器を選び、見積書もらう
※認定補聴器技能者のいる補聴器販売店のみ利用できます。
※必ず試着してください。
- ④ 申請する（高齢者支援課の窓口）
※申請に必要な書類（申請書・医師の意見書・検査結果用紙・見積書・アンケート用紙）がそろっているかを確認してください。
- ⑤ 助成決定通知・助成券が届く
※助成額を確認し、助成券に同封される委任状に同意してください。
- ⑥ 補聴器を購入する
※助成券を利用して補聴器を購入してください。
※申請内容と異なる補聴器は購入できません。

問合せ

高齢者支援課（市役所4階）
TEL 0545(55)2741 FAX 0545(55)2920
E-mail ho-koureshien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



様々なトラブルに備え、利用してみませんか？ 高齢者みまもりサービス事業

在宅高齢者の自宅に通報機器を設置して、火災や急病、けがなどの緊急事態に対応し、日常生活を守ります。

サービス内容

- ① 火災センサー・ガス漏れセンサー・ペンダント式通報装置の貸出し
- ② コールセンター



▲通報装置本体



▲ペンダント式通報装置

異常を感知すると自動的にコールセンターへ通報します。その後、必要に応じて「駆けつけ員」が利用者の自宅を訪問して、安全を確認します。
ペンダント式通報装置
装置のボタンを押すと、必要に応じて救急車を手配します。

対象

在宅で生活する高齢者（65歳以上の人）で、自宅に固定電話がある人、または携帯電話がある人
※電話回線によっては、設置できない

場合や、本人の費用負担・関係機関への手続が発生することがあります。
※7月1日以降、固定電話がない人も携帯電話があれば本サービスを利用できるようになります。

利用料

ひとり暮らし、またはひとり暮らしに準ずる世帯は1か月1210円（市・県民税非課税世帯は無料）
※ひとり暮らしに準ずる世帯とは、高齢者と一緒に暮らしている人が、寝たきりや認知症の高齢者、重度障害者、または18歳未満の子のみで構成される世帯です。
※そのほかの高齢者を含む世帯は、1か月2420円です（同一敷地、隣接地に親族が住んでいる場合も同額）。
※通信テストのため、このほか電話代として毎日約10円がかかります。
※利用料は6月30日までの金額です。
7月1日以降の利用料は6月中に決定します（固定電話と携帯電話で利用料が異なる）。
※申請には、緊急連絡先となる人が3人（うち1人は親族）が必要です。

問合せ

高齢者支援課（市役所4階）
TEL 0545(55)2741 FAX 0545(55)2920
E-mail ho-koureshien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら